

令和4年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和4年11月10日(木)

招集場所 米子市役所本庁舎4階401会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員
9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員
15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員

欠席農業委員 1番 生田誠二委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 10番 関本五郎委員 19番 矢倉篤實委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 森中喜輝委員 佐々木知俊委員 山中春夫委員 三島通政委員
小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 松本裕三委員 本池実委員 池口稔委員 田中英省委員 長澤誠委員

事務局 日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 馬野主事

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ
2 議事録署名委員の指名
3 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について
イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について
オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用配分
計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第8回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号2番の泉委員と議席番号3番の井田委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、生田委員と岩佐委員と大太委員と関本委員と矢倉委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

5条別紙の訂正をお願いします。5条別紙7ページの議案番号89番から別紙9ページの93番において、昨日までの所で、各種同意書の提出がありました。まず、別紙7ページ89番及び8ページ90番の美吉の案件の同意状況の欄について、隣接耕作者の同意書の添付が無い事理由書ありとの記載になっていますが、隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認済みと訂正をお願いします。別紙8ペー

ジ91番の石井の案件の同意状況の欄について、2名中1名の隣接耕作者の同意と農道使用に係る実行組合の同意を確認済みと訂正をお願いします。別紙9ページ92番石井の案件の同意状況の欄について、隣接耕作者の同意と農道使用に係る実行組合の同意を確認済みと訂正をお願いします。93番兼久の案件の同意状況の欄について、地役権者の同意ありと記載を追加願います。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号23の淀江町淀江から番号24の尾高について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所については画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号23番の淀江町淀江の議案について説明いたします。淀江中央公民館近くにあり田1筆、869平方メートルの農地を相対で耕作中の受人がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は大山町の農地と合わせ44アールです。

番号24番の尾高の議案について説明いたします。大高公民館近くにあり田1筆、25平方メートルの農地を隣接耕作者がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は61アールです。3条許可案件は以上2件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

番号23の淀江町淀江について、担当委員さんから補足があればお願いします。

富田農業委員

それでは、23番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は10月28日に池口推進委員と行いました。譲渡人は現在神奈川県在住で97歳の方です。申請地は、譲受人の自宅の側にあり、今までも譲受人がずっと耕作されていたそうです。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号24の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

それでは、24番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は10月28日に私が、11月2日に尾坂推進委員が行いました。譲渡人の隣接農地近くが太陽光発電になっており、申請地の手前が進入路になっており、申請地はきちんと耕作されていますが譲渡人が高齢で面積が小さいこともあり、双方が合意されたものです。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号3の両三柳について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

3番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、貸資材置場を計画したものです。11月5日に山中推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、最高10センチメートルの盛土造成を行い、隣接農地との間に緩衝地を設けた上で、土羽打ちを実施します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、8ページ番号76から番号77の大篠津町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

76番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣接にある

〇〇〇〇店の敷地を拡張し、駐車場を計画したものです。10月29日に角農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、1から40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣接地にある既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

角農業委員

77番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。10月29日に本池推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接耕作者及び実行組合同意書の添付がない理由について、隣接地にある太陽光発電施設を設置する際に、今回の事業者とは別の事業者ですがトラブルがあり、実行組合としての同意書は出さないことと、実行組合が同意書を出さない以上、隣接農地所有者も同意書は出さないことを言われたが、いずれも事業自体は特に反対するわけではなかった旨の理由書が添付されておりました。現地確認したところ、申請地の南側の太陽光発電施設が川の際にフェンスを設置したため、実行組合が行う川掃除に支障をきたしたので、地元として同意書は出さないとの事でした。事業者は隣接耕作者と実行組合長には挨拶をして邪魔になったら対応するようにしてくれる条件で私は大丈夫だということを出しています。農地区分は、300メートル以内にJR大篠津町駅がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないというか、そこは太陽光しか出来ないと思われまますが、地元との共生さえ上手くやれば問題ないと思われまます。その辺事務局で補足してください。

事務局（石田主任）

大篠津での太陽光の案件について、今、角委員さんがおっしゃったように、隣接にある今回とは別の事業者の太陽光発電施設が既にありまして、境界ギリギリにフェンスを設置されたため、水路掃除が難しくなったというトラブルがあったそうです。今回は、それを踏ま

えて書面での同意は出ていませんが、事業者が隣接耕作者と実行組合には事業の説明はしておられます。かつ、前回トラブルがあったため、今回は再度実行組合さん達とは協議を重ねてくださいと事務局からも重ねて申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号78の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

78番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。既に4軒並んでいて、最後の1軒です。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月2日に矢倉農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが造成はせず整地のみ行います。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号79から9ページ番号81の夜見町について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

79番と80番の議案、関連しますのでまとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的ですが、この2件の案件の譲受人は兄弟でして、いずれも父からの使用貸借で、隣同士で一般住宅を計画したものです。10月29日に西村推進委員と現地確認を行いました。先に79番の被害防除計画について説明します。造成はせず、転圧・整地のみ行い隣接地との間に緩衝地を設けます。雨水の排水について、敷地内に排水管を設け、4か所の浸透柵にて処理する計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。続いて80番の被害防除計画について説明します。造成計画は、最高25センチメートルの盛土造成を行い、隣接地との間に緩衝地を設けます。雨水の排水について、敷地内に排水管を設け、浸透柵にて処理し、上水のみ道路内暗渠へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて81番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。夜見町と河崎の間にある大水落川の流域で、農業のし難い所です。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。先程、話に出ていた業者と同じです。10月29日に西村推進委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、農道使用にかかる同意、地役権者同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、一部の隣接耕作者の同意書の添付がない理由について、書類を書くことに抵抗があるため書面での同意は断られたが、事業内容に対する同意は得られている旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号８２の河崎から１１ページ番号８８の安倍について一括して審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

８２番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。１１月５日に大縄農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ１．２メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。農道使用にかかる同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、３名の隣接耕作者の同意書の添付がない理由について、一人は書面での同意は断られたが、事業内容に対する同意は得られている。もう一人は高齢のため現在の社会情勢を考慮して、面会するのを控えたため現時点において現時点において同意は貰っていないが、相手からの了解が得られれば説明に行く、ということです。残り一人は病気がちのため直接説明はできていないが、隣接する宅地の所有者に太陽光の説明をした際、親戚関係にあるとのことでその方から伝えてもらうよう聞いている旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

続いて８３番と８４番の議案、関連しますのでまとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、２件とも隣接しており、一般住宅及び進入路を計画したものです。なお、進入路部分は、８３番と８４番の譲受人が２分の１ずつ共有する計画です。１１月５日に大縄農業委員と現地確認を行いました。先に８３番の被害防除計画について説明します。造成計画は、表土鋤取り後、４０から９０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、Ｌ型擁壁高さ８０から１１０センチメートル、コンクリートブロック高さ２０センチメートルを３段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用用水路へ流

す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。続いて84番の被害防除計画について説明します。造成計画は、表土鋤取り後、45から90センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ80から110センチメートル、コンクリートブロック高さ20センチメートルを3段設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会長同意、地役権者同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内にJR河崎口駅がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

大縄農業委員

85番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、父から土地を借りて、一般住宅を計画したものです。11月5日に山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、5センチメートル程度の盛土造成を行います。擁壁等ですが、隣接地の既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

山中推進委員

続いて86番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月5日に大縄農業委員と、現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接耕作者の同意書の添付がない理由について、書面による同意は断られたが、事業内容に対する同意は得られている旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近

接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

大縄農業委員

87番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。チュウブ YAJIN スタジアムの西側に位置する農地です。転用目的は、一般住宅を計画したものです。11月1日に三島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、表土鋤取り後、盛土10から15センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等ですが、コンクリート擁壁高さ20センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

三島推進委員

88番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月1日に大縄農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接耕作者の同意書の添付がない理由について、書面による同意は断られたが、事業内容に対する同意は得られている旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の、82番から88番までの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

森中推進委員

2点質問させていただきたい。1点目は、隣接耕作者の同意が添付されていないこと、口頭で同意があるのに書面で同意が無いのはどうということか。2点目は2種農地で太陽光発電の代替地が無いという事で申請を受けているが、太陽光発電なのに代替地が無いというのは、どういうことか。

事務局（石田主任）

1点目の隣接耕作者の同意についてですが、申請者から出されている申請書をそのままお伝えいたしますと、事業の同意は口頭同意は得られているが、書面にまで書く必要は無いだろう、と隣接耕作者の方から言われ、書面での同意は貰えていないという内容でした。2点目の第2種農地の中で太陽光発電施設を設置するという事についてですが、許可根拠、代替地無しと記載しています。どういう風な整理になるかという事ですが、これは、いくつか候補地があった中で、検討された土地等を申請書類の中で出させていただいて、こういう土地についても検討したけれどもこういう理由で上手くいかなかった、ここしかなかった、という内容です。第2種農地は、例えば第3種農地であったり、農地以外の雑種地、宅地等々色々検討された結果、ここしかなかった、という書類を通常出させていただいています。この度も、同様の書類が出ています。

能登路推進委員

隣接耕作者の同意書が添付されていない、書面は出せないが口頭で良いという事に関して、推進委員さんなり農業委員さんがその方に確認を取っておられたのかどうかを確認したい。

事務局（日浦局長）

申請者から事務局がそういう聞き取りをしています。それぞれの委員さんがこの様な状態なので、地権者と直接交渉したかと言うと、これから出る小林推進委員は、そういう動きをされています。この度の太陽光は皆同じ業者からの申請で、小林委員さん以外の案件はそういう動きは事務局では把握出来ておりません。

議長（田邊会長）

口頭でも OK というのは、誰が確認したのですか。

事務局（石田主任）

口頭で、という訳ではなく、理由書が申請人である行政書士の判を押されて出て来ています。書類上で確認をしているという事になります。

森中推進委員

指導しても隣接耕作者の同意書が取れないという事か。それともそこまで指導していないという事か。

事務局（日浦局長）

当然指導はしています。ただ、隣接耕作者の同意書は必須ではないこともあり、今回は、理由書等の提出での対応となっています。

井田農業委員

先程から同意書が無いという事が言われていますが、以前も同意書が無くても総会を通った事が度々あったと思っています。問題になっているのは、本人の同意が無いのに許可できるかということですが、これまでの分については、このまま賛否を取って、次回からはきちんと本人の同意が得られないというのを事務局でも確認してから審議に入った方が良いと思います。

議長（田邊会長）

他はどうですか。本人は同意はしているが、書類は出さないという事ですよね。その辺が私も理解が出来ない所です。反対しているなら解るのですが。同意するなら同意書を出して貰うのを原則にして行きたいと思います。

事務局（日浦局長）

お願いして出ないケースもあるかもしれませんが、出していただく様に更に指導を強めて行きたいと思います。

竹中農業委員

過去の経緯は、私は新しいのでよく分かりませんが、あくまで、農業委員会は法律に則って手続き上に瑕疵があるかどうかの判断が一番必要なのかなと思います。同意書が無い場合に手続き上の瑕疵と見なされるのかどうか、それが、今の事務局の話だとそれは米子市独自のものだから、全国的に見たらそれは瑕疵に当たらないという風に僕は判断しました。それでいいのでしょうか。もし、仮にそうだとするならば、米子市独自でやったものは、信条的なものなので、この、法律に基づいた委員会の中で、これじゃないと通さないという事になれば、逆に業者の方から訴えられる可能性もある訳ですから、その辺の所はきちんと分けて考える必要があるのではないのでしょうか。まず、瑕疵であるかどうかを事務局の方に確認させてください。

事務局（日浦局長）

農業委員会の審査すべき内容というのは、隣接耕作者への影響があるかどうかというのが審査項目になると思います。被害防除の観点で大丈夫かどうかを審査するところです。事務局も地元委員も現地を見えています。書類が出ないからと言って駄目だと言うよりも、現地を見ての判断がより重要であると思います。

議長（田邊会長）

同意書は公的には出さなくても良いと聞きましたが、努力項目として、米子市の農業委員会として、やはり、同意するなら書類を出して貰えるようにしていきたいと思います。

能登路推進委員

業者としては、法律的に隣接耕作者の同意が無くても良いという事ですが、隣接耕作者の方が、言葉では良いが書面では駄目ですよ、という事であれば、その理由を地元委員が面会して話を聞いて、この場で説明する人が説明していただきたい。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号８９の美吉から番号９２の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

小林正推進委員

89番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月2日に岩佐委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて90番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月2日に岩佐委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて91番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月2日に岩佐委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。土地改良区は該当ありません。隣接耕作者の同意、農道使用に係る実行組合の同意を確認しています。なお、2名中1名の隣接耕作者の同意書の添付がない理由について、書面による同意は断られたが、事業内容に対する同意は得られている旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

続いて92番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。11月2日に岩佐委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず草木を取り除き、整地のみ行います。また、防護柵高さ1.2メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。土地改良区は該当ありません。隣接耕作者の同意、農道使用に係る実行組合の同意を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で

第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ番号93の兼久について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

93番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、米子市南部体育館の前にある事業者が、既存施設の拡張で駐車場を計画したものです。10月31日に大塚推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、60センチメートル程度の盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁高さ60センチメートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、地役権者の同意を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地しかありません、土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号94の赤井手から17ページ番号96の二本木についてして審議いたします。まず、番号94の赤井手について、事務局より説明してください。

事務局（馬野主事）

本申請地は第1種農地になりまして、原則転用が出来ない農地ですが、農地法施行令に例外規定があり、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく場合には例外規定に当たり、転用が出来ることとなります。本申請も、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律によって、行政による開発を計画したものです。

議長（田邊会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

94番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。本件は今年8月の総会で農振除外の案件として審議いただいた案件です。転用目的は、産業用地整備を計画したものです。8月2日の農振除外の現地確認の際に、田邊会長、箕蚊屋ブロックの農業委員2名、森中推進委員と事務局で、現地確認済みです。造成計画は、高さ60センチメートルから80センチメートルの盛土造成を行います。雨水の排水について、敷地内新設側溝から敷地内新設調整池へ集め、既存工業用団地内の排水路へ接続する計画で問題ありません。汚水の排水について、進出企業がそれぞれ合併浄化槽を設置し、雨水の排水と同様、敷地内新設側溝から敷地内新設調整池に集め、既存工業用団地内の排水路へ接続する計画で問題ありません。申請地内の排水については、雨水、汚水ともに、申請地内新設の調整池へ集め、そこから既存工業団地の排水路へつなげます。その後は、平成29年度の工業用地整備と同様に、流通団地内の既存の調整池を利用し、最終的に佐陀川へ放流する計画です。隣接耕作者の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認

しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。許可根拠は先ほど事務局からも説明があったとおり、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画で、転用の見込みがある旨、県にも確認が取れています。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

能登路推進委員

95番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。11月7日に田邊農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、10センチメートルから50センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に高さ20センチメートル×2段のコンクリートブロックを設置します。雨水の排水について地下浸透で、溢れた雨水は敷地内既設排水路を通過して進入路側の農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。水路を隔てているため、直接隣接している農地はありません。農地区分は宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて96番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材置場を計画したものです。11月7日に田邊農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、50センチメートルから70センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に高さ20センチメートル×4段のコンクリートブロックを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満の農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号97の淀江町小波から番号98の淀江町佐陀について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

97番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、地質調査ボーリングを計画したものです。本件は、転用期間が許可日から令和5年3月31日までの一時転用の案件です。11月8日に富田農業委員と淀江地区全推進委員で現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。農業用道路通行に係る同意、実行組合の同意、淀江町土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、農振農用地に該当します。なお、農振農用地につき、米子市農林課への意見照会を行い、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、本案件は適当である旨の回答をもらっています。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願います。

続いて98番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、隣地墓地の既存擁壁補強設備設置工事です。11月8日に富田農業委員と現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可根拠は既存施設の拡張です。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、18ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、21ページ番号11-1から番号11-2までを審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

21ページ番号11-1及び番号11-2は新規設定です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、24ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号11-1から27ページ番号11-19までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。24ページ番号11-1から27ページ番号11-19まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので14件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替1件、Dは期間満了による更新で4件です。以上、ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、29ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、30ページ番号1から32ページ番号12までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

30ページ番号1から32ページ番号12は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく願います。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

35ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、4件を受理しています。

次に、36ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、37ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、1件を受理しています。

次に、38ページの非農地現況証明について、2件を証明しています。

次に、39ページの農地転用現況確認書交付について、3件を交付しています。

次に、38ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、40ページの公共工事の施行(しこう)に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、5件報告を受けています。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

他にございませんか。それでは、事務局から事務連絡をしてください。

事務局（河野事務局長補佐）

12月9日（金）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、12月定例総会を開催予定としております。

次に、11月の農地相談会は、25日に彦名公民館で行う予定ですが、新型コロナウイルス感染状況によっては、急遽、中止となる場合があります。

次に、11月17日に開催される特別研修会には、5名の委員さんが参加予定です。

次に、お手許にお配りしています、令和5年度農作業標準料金表のレイアウト案についてですが、ネギの土寄せについての意見を別紙によりご回答ください。

次に、11月分の活動実績報告書ですが、12月2日（金）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。以上です。

議長（田邊会長）

私から、皆さんに検討事項という事で、相談したいと思います。現在、総会で画面を見ながら審議事項を判断してもらっていますが、以前は総会前に農業委員が皆で現地を見てから審議をしていました。コロナ禍で、一堂に会するのは難しいという事で今の状態にしています。写真や図面で皆さんに審議していただいておりますが、分かり難いという話も出ています。バスで数箇所になると思いますが、現地を見て審議をするというのが以前の状況でして、その形に戻したらという案も出ています。まだまだコロナ禍の問題もありますし、どうしたものかと思い、提案させてもらっています。皆さんの意見をお聞かせください。

能登路推進委員

以前は農業委員が回られるという事ですよね。農業委員さんが本来回っておられたなら、何箇所かでも回られたら良いのではと思います。

高橋農業委員

当面、現状のままでやった方がよいと思います。8波も来るようになると言いますし、やるとしたら時期を見て春以降に再検討したら良いのではないのでしょうか。差し迫って急ぐような事ではないと思います。

田中農業委員

私は、そろそろ日常に戻しても良いのではないかと思います。

田口推進委員

現地を見て、駄目だという事がここ1、2年で、何件くらいあったのか。

議長（田邊会長）

否決したことはありませんが、問題点の指摘はされたことがあります。

田口推進委員

現地は農業委員と推進委員が現地調査は引き続き行うのか。

議長（田邊会長）

勿論です。その上で今度は農業委員が審議をするのにバスで行って現地を見て、帰ってから意見を聞くという形です。

田口推進委員

コロナの問題もありますが、やはり、人員や忙しさとか時期とか色々あるかと思いますが、その辺を再検討して、何が最適かを検討していただきたいと思います。

議長（田邊会長）

もう少し様子を見て再提案しますか。

船越農業委員

両方の意見が出ているようですが、現地を見るというのは非常に良いと思うのですが、鳥取県下でどういう動きをしているのかを調べて、それも参考にしたらどうでしょうか。

角農業委員

現地を回るといのは、非常に良い勉強になります。農業委員といのは、地域分けされていますがその地域だけでなく、米子市全体を見るというのが必要だと思いますので。

議長（田邊会長）

では、一月からやる方向で考えた方が良いという方は挙手願います。4名の方が挙手されました。もう少し様子を見た方が良いという方は挙手願います。分かりました。そうしますと、様子を見てもう一回提案しましょう。

続きまして、先月開かれました運営特別部会の報告をお願いします。

森中推進委員

お手許に運営特別部会の協議報告書を置いております。10月21日午後1時30分から第2庁舎2階会議室で開催され、私、森中が推薦により会長になりました。研修視察について協議をしました。当初は3年任期で3班に分けての計画でしたが、コロナの関係でやっ

ないのが現状です。民間の貸し切りバスを利用して日帰りで県内視察をしようと決定しました。来年2月頃に2班に分けて実施し、内容については事務局に一任します。

議長（田邊会長）

ただいまの報告について、ご意見等はありませんか。

そういたしますと、これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後3時28分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員